

可児市農業委員会第6回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年6月3日（金）午後1時30分から3時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、山田 照男、菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
欠席委員	奥村 武司、續木 明彦、土田 幸嗣
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第33号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第34号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第37号 農業委員の辞任について
議長	平成28年第6回 可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、1番奥村武司委員、6番續木明彦委員、18番土田幸嗣委員の3名であり、只今の出席委員は、16名で、定足数(ていそくすう)に達しておりますので、これより、平成28年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に、はいります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、12番大澤正幸委員、13番小池一二三委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転1件、贈与による所有権の移転4件の合計5件申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字立石、地目は、田で、面積は 274 m²、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地に隣接して農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 6,259 m²となります。

なお、平成 23 年 4 月 6 日付けで譲受人の父が 3 条許可を受けているが、取り消し願いが提出されています。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の東京都国立市の方と、譲受人の羽崎の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字中洞、地目は、畑で、面積は 59 m²、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地の近隣にて農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 5,475 m²となります。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の東京都国立市の方と、譲受人の羽崎の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字縦長、地目は、田で、面積は 1,298 m²、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の近隣にて農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 15,858 m²となります。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の下切の方と、譲受人のみずきヶ丘の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字真菰、地目は、田で、面積は 493 m²、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、多治見市で農地を所有し耕作しており、自宅から近い申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 4,039 m²となります。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は、畑で、面積は 19 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の西側は水路、東側は譲受人の畑に囲まれており、一体利用するとの計画としての申請です。

譲受人は、申請地に隣接して農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して一体利用し経営規模の拡大を計画するとなっています。

譲受後の耕作面積は 1,905 m²となり農地法第 3 条第 2 項第 5 号における最低経営面積 30 アールに達していませんが、農地法施行令第 6 条第 3 項第 3 号「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に当たり、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外のものであり、許可できるものと思われま

す。受付番号 1 から 4 までの案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えられます。受付番号5の案件は、農地法第3条第2項第5号に該当しますが、農地法施行令第6条第3項第3号により許可できるものと思われま。その外についても、許可要件を満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番大森をお願いします。

可児(す)委員 受付番号1について15番可児が報告します。
この申請地は、毎年遊休地になり草が伸びて困っていましたが、隣接している土地で耕作している譲受人が取得し耕作するというので、特に問題ないと思います。

議長 苦労さまでした。2番、3番、羽崎をお願いします。

仙石委員 受付番号2、3について19番仙石が報告します。
受付番号2の羽崎についてですが、畑の一部を贈与ということで現地確認しましたが、特に問題ないと思います。
受付番号3ですが、今は水田になっておりまして、植えるばかりになっているので、特に問題ないと思います。

議長 苦労さまでした。4番下切をお願いします。

小池委員 受付番号4について13番小池が報告します。
譲受人は47歳と若く、多治見市で耕作してみえます。この土地はセイタカアワダチソウがたっていて耕作放棄されているところで、割田になっていますが、譲受人が取得し耕作するというので、特に問題ないと思います。

議長 苦労さまでした。5番今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号5番について8番菱川が報告します。
現地確認したところ、用水路を新設したときにこの土地の発覚があったのかなと見受けられます。事務局から説明があったように、譲受人は3反以下の経営面積しかないということですが、第6条第3項第3号の例外規定により取得が可能であるという説明を受けましたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第2、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

議長 【異議なしの声多数あり】
異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。
受付番号1の案件は、申請人の名古屋市北区の方が、共同住宅を建築するため転用許

可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字伊草山、地目は、田で、面積は 522 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と申請人の雑種地、西側は道路、南側は申請人の宅地への進入路、北側は申請人の宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は東側の雑種地と一体利用して共同住宅 1 棟 2 階建て 6 戸を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所（春里連絡所）まで 290m となっていることから、第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 2 の案件は、申請人の今渡の方が、個人住宅の庭敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は、畑で、面積は 34 m²、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側と北側は申請人の宅地、西側はガス施設進入路、南側は道路となっており、庭敷地としての申請です。

転用事由としまして、申請人の個人住宅の庭とするとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに庭として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言をお願いします。1 番矢戸をお願いします。

生田委員 受付番号 1 について、2 番生田が報告します。

申請地は草が生い茂っていて、長年草が生えっぱなしという荒廃地で注意しなくてはいけないと気にしていたところです。農業用水への影響はまったくありません。隣地の同意書も出ていますので、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2 番今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号 2 について、8 番菱川が報告します。

申請地はすでに芝生が張った庭になっており、農地から一般個人住宅の庭ということで申請が出ています。始末書も添付されており、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 3、議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する

意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定3件、賃貸借権の設定2件、合計11件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の岐阜市の法人と、譲受人の大阪府堺市堺区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が工場の資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字餅投、地目は田、地積は、合計263㎡、農振区域外の農地で、申請地の東側・西側及び北側は水路、南側は譲受人の所有地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側の工場敷地と一体利用して、資材置場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業用施設に隣接しており、一団農地が10ha未満となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側水路へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、関連案件の(5条事業計画変更申請受付番号1)が同時提出されております

受付番号2の案件は、貸渡人の大森の方と、借受人の川合の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字北之洞外1筆、地目は畑、地積は、合計197㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑と雑種地、西側は道路と市雑種地、南側は道路と貸渡人の雑種地、北側は市の山林と貸渡人の畑と雑種地となっており、許可後7ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の坂戸の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、地積は、634㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と水路、西側は原野と譲渡人の原野、南側は水路、北側は譲渡人の原野となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人が所有する隣接地の原野と一体利用し、分譲住宅（4棟）を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅・事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は北側の一体利用地先の前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件の(5条事業計画変更申請受付番号2)が同時提出されております。

受付番号4の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土岐市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外2筆、地目は畑、地積は、合計650㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地と譲渡人の宅地、西側は宅地と譲渡人の宅地、南側は道路と譲渡人の宅地、北側は畑と譲渡人の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地と譲渡人の宅地を含め5区画の宅地造成を行い分譲するとの計画であります。なお、1区画については、平成28年1月28日付け5条許可済みで個人住宅が建ち宅地として地目変更がなされております。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は開発区域内の道路側溝及び前面道路側溝、上下水道は開発区域内の道路に布設し前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、賃貸人の土田の方と、賃借人の土田の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が従業員の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北の一部、地目は畑、地積は、154㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は賃借法人の事業所、北側は賃貸人の畑となっており、許可後2ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、南側の事業所の賃借法人が従業員用の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の坂戸の方外1名と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅の車庫敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東島、地目は田、地積は、133㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の宅地、西側は市道路予定地、南側と北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は東側の住宅の車庫を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号7の案件は、貸渡人の今渡の方と、借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大門先、地目は畑、地積は、306 m²、準工業地域内の農地で、申請地の東側と北側は車庫及び駐車場、西側は宅地と貸渡人の自宅、南側は道路と貸渡人の自宅となっており、許可後平成28年12月23日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号8の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、地積は、62 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側と北側は譲受人の宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接する住宅敷地と一体利用し、個人住宅の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号9の案件は、貸渡人の今渡の方と、借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が共同住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大清水、地目は畑、地積は、522 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は宅地、南側は鉄道敷きとなっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人は共同住宅1棟2階建て6戸を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号10の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間、地目は田、地積は、99 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲受人が賃借計画する田、西側は雑種地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地東側の農地と一体利用し、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良からの意見書及び売買契約における重要事項説明等に南側境界から40cm引き下がって擁壁を設置することで用水路敷を確保することとなっており、下流側の田への農業用水を確保すること等で、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、関連案件として、申請地隣地の一体利用する受付番号11を同時提出されております。

受付番号11の案件は、賃貸人の川合の方と、賃借人の川合の方との間における賃貸借権の設定で、賃借人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間、地目は田、地積は、195 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は賃借人が売買による取得計画の田、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地西側の農地と一体利用し、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良からの意見書及び契約における特約条項等に南側境界から40cm引き下がって擁壁を設置することで用水路敷を確保することとなっており、下流側の田への農業用水を確保すること等で、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、関連案件として、申請地隣地の一体利用する受付番号10を同時提出されております。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。1番兼山をお願いします。

山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。
雨水排水は北側水路を利用するというので、農業用水への影響はないと思われま。

議長 ご苦労さまでした。2番大森をお願いします。
可児(す)委員 受付番号2について、15番可児が報告します。

上下水道は整備済みの埋設管に接続、雨水排水は前面道路側溝ということで、農業用水への影響はないと思われま。上段はちょっとした庭として使用するというので

議 長
井 藤 委 員

す。特に問題ないと思います。

ご苦労さまでした。3番土田お願いします。

受付番号3について、10番井藤が報告します。

この土地は、道路側だけ農地転用許可されていた所ですが、非常に狭く一体利用するというので申請が出されました。隣地同意書も提出されております。雨水排水は道路側溝へ、上下水道は前面の埋設管に接続するというので、農業用水への影響はないと思われます。前面が宅地になっていた関係上、事業変更受付番号2が同時提出されております。

引き続きまして、受付番号4について報告します。

譲受人は申請地と、すでに農地転用許可されている土地と譲受人の宅地を一体利用するという事です。隣地の同意書も提出されております。雨水排水は開発区域内の道路側溝へ、上下水道は開発区域内の道路に布設し前面道路に整備済みの埋設管に接続ということで、特に問題ないと思います。

続きまして、受付番号5について報告します

事業所の従業員駐車場にするという申請です。雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしということで、特に問題ないと思います。

議 長
可児(勉)委員

ご苦労さまでした。6番下恵土お願いします。

受付番号6について、17番可児が報告します。

車庫を建築するという申請ですが、現地確認したところ、特に問題ないと思います。

議 長
菱 川 委 員

ご苦労さまでした。7番、8番、9番今渡お願いします。

8番菱川が報告します。

受付番号7について報告します。

個人住宅を建築するという申請ですが、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に問題ないと思います。

続きまして、受付番号8について報告します。

駐車場として利用するというので、上下水道への接続は不要。特に問題ないと思います。

引き続き、受付番号9について報告します。

現在、土地の確認をしてきましたところ、すいかの苗とかさつまいもがきれいに耕作されておりました。共同住宅を建築するというので申請が出ています。雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は整備済みの埋設管に接続で問題ないと思います。

議 長
大 澤 委 員

ご苦労さまでした。10番、11番川合お願いします・

受付番号10、11について、12番大澤が報告します。

10番、11番は一体利用するという事なので併せて報告します

この土地につきましては、北側の道路以外の三方についてはすでに宅地化されておりまして、ここはもともと割田でした。事前に土地改良と立会いをしましたが、水の取入れが一箇所です。下流側の田への農業用水を確保することが条件ということで土地改良に話をしました。そうしたところ、本日事務局から申請人から40cm下がって確保するという話をいただいたので、特に問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は3件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者は、自己所有地である南側の倉庫敷地と一体利用を計画していたが、資金の関係で事業が遂行できなくなり、当該倉庫敷地を譲受人に譲渡した。このため、本申請地も事業承継者に譲渡し、譲受人が南側に隣接する工場の資材置場として利用することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、兼山字餅投外1筆、地目は田、地積は、合計263㎡、農振区域外の農地で、申請地の東側・西側及び北側は水路、南側は譲受人の所有地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側の工場敷地と一体利用して、資材置場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業用施設に隣接しており、一団農地が10ha未満となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側水路へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号1)が同時提出されております。

受付番号2の案件は、当初事業者は、共同住宅の建築を予定していたが、経済的な理由により事業をとりやめたため、事業承継者に譲渡し、譲受人が西側の隣接地と一体利用し、分譲住宅(4棟)を建築することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、地積は、634㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と水路、西側は原野と譲渡人の原野、南側は水路、北側は譲渡人の原野となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人が所有する隣接地の原野と一体利用し、分譲住宅(4棟)を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅・事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は北側の一体利用地先の前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号3)が同時提出されております。

受付番号4の案件は、当初事業者は、住宅ローンの融資が不可能となり、事業を断念したため、事業承継者に譲渡し、譲受人が一般個人住宅を建築することについて承認を

求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、地積は、200 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は転用許可済みの田、西側は道路沿いの水路、南側は田、北側は雑種地となっており、許可後10ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、既に造成がなされ、農地性がない状況であり、5条申請を必要としていません。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。受付番号1については5条受付番号1が提出されております。山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。

議長が申しあげましたように、5条受付番号1の事業者の変更でございまして、農地に関しては問題ないと思えます。

議長 ご苦労さまでした。2番も土田井ノ鼻ですが、5条受付番号3が提出されております。井藤委員 受付番号2について、10番井藤が報告します。

先ほど説明したように、5条受付番号3が提出されておりますが、内容が変わったということで、事業変更が提出されております。農業用水への影響はないと思われま。受付番号4について、10番井藤が報告します。

これは、去年の暮れに許可が出ておりましたが、事業者が住宅ローンの融資が受けられなくなったということで、事業変更が提出されております。

すでに許可を受けて宅地造成化されており、農業用水への影響もなく、違反もしていないので問題ないと思えます。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

16番勝野委員をお願いします。

勝野委員 4番の件についてですが、地目は田ですよね。井藤委員の報告では、すでに宅地造成化されているということですよ。私も現場を見てきましたが造成が終わっていました。それで、審議の対象は事業計画者が変わったからなのか、それとも田んぼは本来、宅地化するためには農転を通さないとできないですよ。その辺の手続きの順序はどのようなのですか。住宅を建てるときに宅地化されれば問題ないのか。造成するときには、まだ田んぼのまま地目はかまわないのか。法務局の登記の問題ですよ。ちょっと気になりましたので。

事務局 この件につきましては、当初農転ということで出されておまして、それについては許可が下り事業を始め造成まで行ったところですが、地目変更につきましては、現地の事業が終わったところで建物が建って宅地ということで、この時点で地目変更が成立すると法務局は扱っております。まだ造成段階で建物は建っていないという状況ですので、事業が途中ということでの変更です。現地は農地性が無くなっておますが、事業者が変わったという事業内容の変更申請です。5条申請はもちろん出されておません。

議 長 そのような手順で、事業変更だけ出ています。
 16 番勝野委員、よろしいですか
 その他、ご質問ありましたらどうぞ。
 【質問なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第 5、議案第 35 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。
 今回の利用権の設定内容は、使用貸借 4 件、5,614 m²の集積となります。
 受付番号 1 と 2 は、借人と貸人が同じですのでまとめて説明します。
 貸人の御嵩町伏見の方と借人の御嵩町上恵土の方との間での使用貸借権の設定です。
 土地の概要は、石森字桜木、地目は田、面積は 2,180 m²、再設定で、同じく石森字桜木、地目は田、面積は 610 m²、新規設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。
 受付番号 3 の案件は、貸人の中恵土の方と借人の中恵土の方との間での使用貸借権の設定です。
 土地の概要は、久々利字松坪、地目は田、面積は合計 2,062 m²、再設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。
 受付番号 4 の案件は、貸人の羽崎の方と借人の羽崎の方との間での使用貸借権の設定です。
 土地の概要は、羽崎字藤井、地目は田、面積は 752 m²、再設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。
 以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ご苦労さまでした。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 日程第 6、議案第 36 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程 7、議案第 37 号、「農業委員の辞任について」を議題とします。

事務局
それでは、事務局の説明をお願いします。
議案第 37 号、農業委員の辞任について、説明させていただきます。
平成 28 年 5 月 27 日付けで農業委員の辞任届の提出がありましたので、農業委員会法第 13 より農業委員会の同意を求めるものです。
18 番委員の土田幸嗣さんは、4 月 28 日から入院されており、療養中であります。今後も加療に専念されるため、5 月末をもって辞任したい旨平成 28 年 5 月 27 日付けで農業委員の辞任届を提出されました。

議長
以上で説明を終わらせていただきます。
只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長
【意見なしの声多数あり】
ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第 7、議案第 37 号、「農業委員の辞任について」は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

議長
【異議なしの声多数あり】
ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

議長
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
これをもちまして、平成 28 年第 6 回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労さまでございました。